平成２９年（フ）第１５３８号
大阪府守口市東光町３丁目２番12号
債務者　川勝　利昌
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５４１号
大阪市都島区友渕町１丁目５番６―401号
債務者　ＭＩＴＵこと　阪田　充章
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５８９号
大阪市東成区東今里３丁目９番23―209号
アルタスハイム東今里
債務者　今山幸二郎
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５９０号
大阪府豊中市庄内西町１丁目３番17号
債務者　山崎　豊子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６５９号
大阪府茨木市駅前１丁目３番15号　福山ビル203号
債務者　吉岡　　都
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７０３号
大阪市都島区内代町１丁目10番20号　都島ニューハイツ　４Ｅ号
債務者　筒井　孝樹
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７０５号
大阪市住之江区北島２丁目８番９号　ロイヤルカトレアマンション　701号
債務者　森　　孝義
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７１２号
大阪市浪速区浪速東２丁目９番２―801号
債務者　田上　由美（旧姓角崎）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７１８号
大阪市旭区高殿６丁目18番５―503号
債務者　井上　雅和
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７１９号
大阪市住吉区山之内３丁目６番５号　ハイムゆり　405号、前住所大阪市住吉区遠里小野２丁目９番12号　サザンクロス　402号
債務者　大輪美代子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７２５号
大阪市城東区成育２丁目11番25号フォートイン99　604
債務者　福井万智子（旧姓夜久）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７２７号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目11番17号トチタテビル303
債務者　伊藤　隆介
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７２８号
大阪府守口市大庭町１丁目22番20号
債務者　友岡　道晴
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９０号
福岡市城南区友丘５丁目21番14号
債務者　奥田　　慎
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５２８号
福岡県春日市昇町５丁目11番地　コンパスローズ201号
債務者　弓削香代子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９２号
沖縄県那覇市松山１丁目26番21号　レオパレス松山207
債務者　平山　一洋
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１１９号
函館市花園町39番14号
債務者　脇　　直人
1　決定年月日時　平成29年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１２１号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜248番地３　ひまわり団地Ｂ棟501号室
債務者　吉田由加理
1　決定年月日時　平成29年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
函館地方裁判所